



元文科教第237号
令和元年7月8日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
清水 明

(印影印刷)

障害者の生涯学習の推進方策について（通知）

障害者の生涯学習の推進については、「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）」（平成29年4月7日29文科生第13号）により、各教育委員会等に対し、「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題する当時の松野文部科学大臣メッセージについて周知するとともに、文部科学省との連携協力により、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援する観点からの取組の充実を依頼し、各教育委員会等における取組を進めていただいているところです。

文部科学省では、平成30年2月に「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を設置し、障害者の生涯学習に関する現状と課題の把握、それに基づく推進方策の検討を行ってきました。平成31年3月に同会議から報告書「障害者の生涯学習の推進方策について 一誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して一」（報告）が取りまとめられ、本報告における提言を踏まえ、文部科学省としては別添1「文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022」のとおり取組を進めることとしましたので、お知らせします。

また、本報告において指摘された都道府県・市町村に期待される取組を別添2としてまとめましたので、都道府県及び市町村におかれては本資料を参照いただき、今後とも障害者の生涯学習の推進に向けた取組に御尽力いただくようお願いいたします。

さらに、本報告を踏まえた特別支援学校等の学校に期待される取組を別添3としてまと

めましたので、都道府県、市町村及び各教育委員会におかれては所轄又は所管の特別支援学校、高等課程を置く専修学校等の学校に周知くださるようお願いいたします。

また、本報告を踏まえた大学等に期待される取組を別添4としてまとめましたので、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、専門課程を置く専修学校におかれては本資料を参照いただき、今後とも障害者の生涯にわたる学習機会の提供にお取り組みいただくようお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）等及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては所管の学校等に対し、都道府県知事におかれては所轄の学校法人及び学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対し、附属学校を置く国公立大学長におかれては管下の附属学校に対し、専修学校を置く国立大学長におかれては管下の専修学校に対し、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対し、このことについて周知を図るようお願いいたします。

本有識者会議の報告については、文部科学省のホームページ（トップ＞教育＞生涯学習の推進＞障害者の生涯学習の推進について）に掲載されていることも併せて申し添えます。

【本件連絡先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室
TEL:03-5253-4111（内線 3460）

文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022 (概要)

1. 障害者の多様な学習活動の充実

(1) 多様な学びの機会提供の促進

- ・多様な学習プログラム, 実施形態のモデルの開発・普及
- ・放課後の学習に係る優良事例の収集・研究

(2) 障害の特性を踏まえた学びの場づくり

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進
- ・生涯学習における先端技術の活用方策に関する研究

(3) 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実

- ・特別支援学校高等部学習指導要領及び解説における生涯学習に関する主な記載事項について周知

(4) 学校卒業後の組織的な継続教育の検討

- ・障害福祉サービス等における学びに資する実態把握・分析, 発信
- ・大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する実践的な研究

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

- ・生涯学習における合理的配慮に関する研究の推進
- ・一般就労以外にも, ピアサポーターとして, あるいは障害者と共に調査や研究を行うインクルーシブリサーチを通じたまちづくりへの参画など多様な社会参加の在り方を提示

3. 障害に関する理解促進

- ・学校における「交流及び共同学習ガイド」(H31.3改訂)の活用促進, 「心のバリアフリーノート」の作成
- ・「超福祉の学校」(障害者参加型フォーラム)の実施

4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

- ・「共に学び, 生きる共生社会コンファレンス」の実施により, 障害者の学びの場に携わる実践者同士の交流・学び合いを進め, 担い手を育成
- ・社会教育, 特別支援教育, 障害福祉の制度や仕組み, 人的リソース等を理解した中核的人材に期待される役割, 身に付けるべき専門性等について研究
- ・社会教育士の活用方策についても具体的に検討
- ・社会教育主事講習や社会教育主事等の現職研修に「障害者の生涯学習支援」を位置づけ

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

- ・個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置づけや, 同計画の適切な引継ぎの促進
- ・都道府県, 市町村における, 障害者の学びの場へのアクセスや情報保障, 学びに関する相談支援体制の確保促進
- ・当面, 以下の成果指標に基づき実態把握を行った上で継続的にフォローアップを実施
※ 成果指標は施策の進捗状況等を踏まえ, 見直し

- ① 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置づけている都道府県・市町村の割合
- ② 障害者の学習機会に関する実態把握を行っている都道府県・市町村の割合
- ③ ホームページ等により, 障害者の学習機会に関する情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- ④ 生涯学習, 教育, スポーツ, 文化芸術, 福祉, 労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
- ⑤ 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて, 学校運営に関する方針や計画等に位置づけ, 実施している特別支援学校の割合

- 「学びの場や学習プログラムが身近にある」と感じる障害者本人の割合の向上

文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022

「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）」を踏まえ、障害者の学びに関する文部科学省としての当面の強化策は以下のとおりである。対象期間は2019年度から、第3期教育振興基本計画の最終年度である2022年度までとする。

1. 障害者の多様な学習活動の充実

(1) 多様な学びの機会提供の促進

(モデルの開発・普及)

障害者の各ライフステージにおいて求められる学びの機会の充実に向けて、公民館等の社会教育施設における講座や特別支援学校の同窓会組織等が主催する学びの場、大学等のオープンカレッジや公開講座、社会福祉法人等における学びの場等、多様な学びの場の整備を図るため、多様な学びの機会整備に結びつく効果的な学習プログラムと実施体制のモデルの開発・普及を図る。

(放課後の学習に係る優良事例の収集・研究)

放課後等デイサービス、放課後児童クラブ、放課後子供教室等を実施する中で行われている障害者の放課後の学習に関する優れた実践事例の収集・研究を行う。

(2) 障害の特性を踏まえた学びの場づくり

(視覚障害者等の読書環境の整備推進)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に基づき、「視覚障害者等が利用しやすい書籍（点字図書・拡大図書等）」「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（デージー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）」が未だ質・量共に不十分である実態等を踏まえ、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等やインターネットを利用したサービス提供体制の強化、図書館サービス人材の育成等の施策の推進を図るとともに、他省庁や図書館関係者、出版社、視覚障害者等その他の関係者による協議の場の運営を通じ、視覚障害者等の読書環境の整備を推進する。

(生涯学習における先端技術の活用方策に関する研究)

障害の特性を踏まえた学びの場づくりを推進する観点から、例えば、外出が困難である者の学習機会の確保、意思表示・意思伝達の支援、視覚障害者、聴覚障害者等に対する情報保障、発達障害者等の効果的な学習の推進等の観点から、生涯学習における先端技術の活用方策に関する調査研究を行う。

(3) 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実

(学習指導要領等における生涯学習の位置づけの周知)

特別支援学校高等部学習指導要領及び解説における生涯学習に関する主な記載事項(別紙)について、教育委員会の担当者会議や特別支援学校の関係者が集まる会議等において周知し、学校教育段階から生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育を推進する。

(4) 学校卒業後の組織的な継続教育の検討

(障害福祉サービス等における学びに資する実態把握等)

障害福祉サービス等における学びに関する活動の実態を把握する。

当該実態把握の結果を踏まえるとともに、「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」等も活用して優れた事例の収集・分析を進め、発信する。

(大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する研究)

特別支援学校高等部卒業後における知的障害者等の学びについては、障害福祉サービスとして実施しているものや地域の社会教育施設における学習機会等があるが、大学における学びの場づくりも、本人のニーズを踏まえた対応の一つとなり得る。このことを踏まえ、大学等において知的障害者等の学びの場を継続的につくるためにはどのような準備が必要となるのか、知的障害者等の学びの場を大学等に設けることで大学等にどのようなメリットがあるのか、社会的な効果としてどのようなことが考えられるか、といった観点から、大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する実践的な研究を行う。

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

(生涯学習における合理的配慮に関する研究)

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成27年策定)の「別紙2 分野別の留意点」における生涯学習・社会教育分野に相当する内容を作成できるよう、生涯学習の場における物理的環境、人的支援、意思疎通(筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字等)における具体的配慮の在り方やルール・慣行の柔軟な変更の在り方等の観点から、合理的配慮の在り方等について調査研究を行う。

(多様な社会参加の在り方の提示)

障害者が、自らの得意なことを生かしながら、希望に応じて、企業等での一般就労以外にもピアサポーターとして同様の障害に困難を感じる者に対する支援を行うことや、障害者と共に調査や研究を行うインクルーシブリサーチの取組を通じてものづくりやまちづくり等に協働的に参画することなど、多様な形態で社会参加ができることをあらゆる場を通じて発信する。

3. 障害に関する理解促進

(交流及び共同学習の推進)

学校において着実に交流及び共同学習が推進されるよう、平成31年3月に改訂した「交流及び共同学習ガイド」の活用促進を図る。また、心のバリアフリーに関する事業の実施、「心のバリアフリーノート」の作成を通じて、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会の充実を一層図る。

(「超福祉の学校」(障害者参加型フォーラム)の実施)

障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくりの一環として、また、障害に関する理解促進、共生社会の実現に向けた啓発の観点からも、東京都渋谷区で開催される「超福祉展」と連携し、「超福祉の学校」(障害者参加型フォーラム)を実施する。その際、メディアの協力も得て、本人、支援者、都道府県、市町村、関係機関・団体等を広く巻き込み、取組の効果が十分に共有されるよう努める。

4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

(コンファレンスの実施)

令和元年度から実施する文部科学省事業「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」において、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、障害のある者とない者の交流による障害理解を促進するとともに、各地で障害者の学びの推進に携わっている都道府県、市町村や社会福祉法人、NPO法人、企業等の民間団体の実践者同士が相互に情報共有、実践交流を進め、担い手の育成を図ることにより、各地における障害者の学びの場の拡大につながるよう、企画・実施する。

(障害者の学びの場づくりを進める中核的人材に関する研究)

障害者の学びの場づくりを進める中核的人材には、社会教育や特別支援教育、障害福祉の各分野の制度や仕組み、人的リソース等を理解し、地域の実情に即して、実際に障害者の学びの場を作ることや既にある学習機会につなげること等が求められる。こうした中核的人材について、①期待される役割、②育成の過程で身に付けるべき専門性等、③どのような者が適切か等の観点から、研究を行い、その成果を全国に発信する。その中で、令和2年度より新たに称号の付与が行われる社会教育士の活用方策についても具体的に検討する。

(社会教育主事講習等の充実)

社会教育主事や社会教育士に、障害者の学びに関する素養を育む観点から、大学等で開設される社会教育主事講習や社会教育主事等の現職研修の内容として「障害者の生涯学習支援」の位置づけを図るとともに、障害者の学びの場づくりの担い手としての期待が高い特別支援学校等の教員経験者や障害福祉の関係者等の、社会教育主事講習の受講機会を充実させるための方策等について検討する。

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

(個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置づけ、適切な引継ぎの促進)

学校教育から卒業後の学びへの円滑な移行を進めるとともに、学びに関する相談支援を充実するため、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級に在学する幼児児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒について作成される個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置づけることの意義や、当該計画を進路先の企業や福祉施設等に適切に引き継ぐことが望ましいこと、引き継ぐ際の留意点等について、教育委員会の担当者会議や特別支援教育の関係者が集まる会議等において説明・周知する。

(都道府県、市町村における体制整備、取組促進)

障害者の学びの場へのアクセスや学びの場での情報保障、学びに関する相談支援体制を確保するように、都道府県・指定都市の生涯学習・社会教育の担当者が集まる会議や、都道府県、市町村の障害者学習支援担当が集まるコンファレンス、人材育成研修会等の場において周知する。

(障害者の生涯学習推進に係る施策のフォローアップ)

障害者の生涯学習を全国で着実に推進するため、当面、以下の成果指標に基づき実態把握を行った上で継続的にフォローアップを行う。このことにより、施策を通じて障害者の学びに関する国内の環境が改善されているか確認するとともに、客観的な根拠に基づき成果と課題の検証を行い、より効果的・効率的な施策の立案に生かすサイクルを実践していく。

<当面の成果指標>

- ① 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置づけている都道府県・市町村の割合
- ② 障害者の学習機会に関する実態把握を行っている都道府県・市町村の割合
- ③ ホームページ等により、障害者の学習機会に関する情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- ④ 生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
- ⑤ 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて、学校運営に関する方針や計画等に位置づけ、実施している特別支援学校の割合

なお、本成果指標については、施策の進捗状況等を踏まえ見直しを行うものとする。

上記に加え、障害者本人等へのアンケート調査を行い、

○ 「学びの場や学習プログラムが身近にある」と感じる障害者本人の割合の把握を行い、障害者本人にとって身近で学ぶことができる環境となっているか、継続的に確認していく。

都道府県，市町村に期待される取組（概要）

※学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を踏まえ策定

1. 障害者の多様な学習活動の充実

- ・ 都道府県と市町村の連携による，地域における障害者の学びの場の確保
- ・ 特別支援学校等における社会教育と連携した教育の推進に向けた，都道府県教育委員会等による支援
- ・ 都道府県教育委員会等による，学校運営協議会等を活用した，特別支援学校等と地域の連携・協働による社会教育施設をはじめとした地域の様々な学習機会に関する情報の整理・共有の促進
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備推進

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

- ・ 都道府県，市町村や公民館等の主催事業や講座等の合理的配慮の観点からの見直し，障害の有無にかかわらず共に学ぶ場の拡大

3. 障害に関する理解促進

- ・ 市町村の障害者学習支援担当の，市町村社会福祉協議会との連携・協働による，地域における障害理解促進の取組推進

4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

- ・ 都道府県，市町村の障害者学習支援担当や生涯学習・社会教育担当の職員等の，実践者同士の学びあいによる担い手の育成等を目指して全国6カ所で文部科学省が開催する「共に学び，生きる共生社会コンファレンス」への参加
- ・ 都道府県の障害者学習支援担当による，市町村の障害者学習支援担当を対象とした人材育成研修の実施

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

(1) 都道府県，市町村における連携体制の構築，学びの場の確保

- ・ 市町村障害者学習支援担当の，庁内関係部局，外部の関係機関・団体等との連携による，域内の障害者の学びの場に関する情報収集とホームページ等における情報提供
- ・ 都道府県と市町村の連携による，地域における障害者の学びの場の確保
- ・ 社会教育委員，公民館運営審議会，図書館協議会，博物館協議会等への特別支援教育・障害福祉関係者の参加促進
- ・ 市町村の（自立支援）協議会への，障害者学習支援担当や生涯学習・社会教育関係者の参加促進

(2) 本人のニーズを踏まえた，学びに関する相談支援体制づくり

- ・ 市町村の障害者学習支援担当が，基幹相談支援センターや障害者就業・生活支援センター等と連携し，両センターで学びに関する相談を受けた場合に学びの場までつなげる

(3) 都道府県，市町村の教育振興基本計画等への位置づけ

- ・ 都道府県及び市町村が作成する教育振興基本計画や障害者計画，総合計画や生涯学習・社会教育の推進に関する計画等への，障害者の生涯学習に関する目標や事業の位置づけ

都道府県，市町村に期待される取組

「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）」を踏まえ，都道府県，市町村には以下のような取組が期待される。

1. 障害者の多様な学習活動の充実

（都道府県と市町村の連携による，地域における障害者の学びの場の確保）

都道府県と市町村が連携しながら社会教育施設等において障害の有無にかかわらず学ぶことができる講座を実施したり，都道府県及び市町村が，障害者の学びの場づくりに携わる関係機関・団体と連携して，地域の実情に応じて学びの場を確保したりすることが求められる。

（学校教育段階からの社会教育と連携した教育活動の推進）

都道府県教育委員会等においては，特別支援学校等において社会教育と連携した教育活動を推進することができるよう支援することが望ましい。

特別支援学校に対しては，別紙で添付した特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）とその解説を踏まえ，各教科等の教育活動全体を通じて生涯学習への意欲を高めるとともに，地域の社会教育施設等における様々な学習機会に関する情報提供を行うなど，社会教育との連携を図った教育活動を推進することや，生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう，地域のスポーツ団体，文化芸術団体及び障害福祉団体等と連携し，多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう，配慮することが求められている。

また，学校運営協議会等を活用しながら特別支援学校等と地域が連携・協働し，学校や地域の実情に応じ，学校運営の方針や現状と課題を協議する中で，社会教育施設をはじめとした地域の様々な学習機会に関する情報を整理して互いに共有すること等を促進していくことが望まれる。

（視覚障害者等の読書環境の整備推進）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に基づき，「視覚障害者等が利用しやすい書籍（点字図書・拡大図書等）」「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（デジタール図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）」が未だ質・量共に不十分である実態等を踏まえ，視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等やインターネットを利用したサービス提供体制の強化，図書館サービス人材の育成等の施策の推進を図ることにより，視覚障害者等の読書環境の整備を推進することが求められる。

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

(主催事業・講座等の合理的配慮の観点からの見直し)

都道府県，市町村や公民館等の社会教育施設等が主催する事業や講座等の内容を合理的配慮の観点から見直し，可能な限り障害の有無にかかわらず共に学ぶ場を増やしていくことが望ましい。

3. 障害に関する理解促進

(地域における障害理解を促進するための社会福祉協議会との連携)

社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は，社会福祉法に基づき，民間の社会福祉活動を推進することを目的として設置された民間組織であり，市町村の社協においては，学齢段階から幼少者・高齢者・障害者等との交流体験などの福祉体験活動を中心としたボランティア活動を進めることで，子供達が様々な人々を自然に受け入れ，交流できる態度や福祉への関心を育む福祉教育・ボランティア学習を展開している。市町村の障害者学習支援担当においては，こうした社協との連携・協働も図りながら，地域における障害に関する理解促進を図るための取組を行うことが望まれる。

4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

(コンファレンスへの参加)

都道府県及び市町村の障害者学習支援担当の職員，生涯学習・社会教育担当部局の職員等は，各地における障害理解の促進，実践者同士の学びあいによる担い手の育成，障害者の学びの場の拡大を目指して，令和元年度は全国6カ所で文部科学省が開催する「共に学び，生きる共生社会コンファレンス」等の場に参加することが望ましい。

(都道府県による市町村向け人材育成研修の実施)

市町村の障害者学習支援担当職員が，障害者の生涯学習推進に関する基本的な考え方や先進事例について学び，理解し，必要な専門性を身に付けることが重要である。このため，都道府県の障害者学習支援担当においては，庁内の福祉・労働・スポーツ・文化芸術等の関係部局と連携し，国における動向等も踏まえた上で，市町村の障害者学習支援担当を対象として，国の政策動向等の説明や域内の優れた実践に関する紹介を行う人材育成研修を行っていくことが望まれる。

5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

(1) 都道府県，市町村における連携体制の構築，学びの場の確保

(庁内連携，関係機関・団体等との連携の推進，域内の学びの場の確保)

学校卒業後の障害者の学びは，生涯学習に加え教育，スポーツ，文化芸術，福祉，労働等の分野と密接に関わりながら展開されること，学びの場づくりは，社会福祉法人やNPO法人，企業等において幅広く行われている実態があることを踏まえ，特に市町村

には、例えば関係者が集う協議会を設けること*などにより、障害者学習支援担当が庁内の関係部局、外部の関係機関・団体等と連携し、域内の障害者の学びの場に関する情報収集をした上でホームページ等において情報提供することが望ましい。都道府県は、市町村による情報収集・提供の取組が円滑に推進できるよう、市町村からの相談への対応等の支援を行うことが望まれる。

なお、都道府県においては、障害者の自立と社会参加を促進する観点から、「障害者芸術文化活動支援センター」を設置し、芸術文化活動を行う障害者本人や事業所等に対する相談支援、芸術文化活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくり、発表の機会の創出などを行っていることから、こうした動きとの連動を図り、対応の強化を図ることが期待される。

* 一つの例として、秋田県においては県生涯学習推進本部に「障害者のための生涯学習支援連絡協議会」を設け、庁内関係部局間での情報共有を行っている。（有識者会議報告書 p143 参照）

（社会教育委員，公民館運営審議会，図書館協議会，博物館協議会等への特別支援教育・障害福祉関係者の参加）

社会教育に関して教育委員会や社会教育施設の長に助言をする役割を果たす社会教育委員，公民館運営審議会，図書館協議会，博物館協議会等に，特別支援教育に携わる教員や障害福祉関係者，障害者等の参加が進むよう，各機関の運営を見直すことが望ましい。

各機関において，生涯学習・社会教育と特別支援教育，障害福祉の関係者のネットワークの構築を図り，学校卒業後における障害者の学びの場の整備・拡充や情報共有の仕組み等について協議・審議することで，学校卒業後における障害者の学びをよりよく支援するための環境整備につなげていくことが望まれる。

（（自立支援）協議会への生涯学習・社会教育関係者の参加）

多様な関係者との連携の場として，障害者本人や家族，福祉，医療，教育等の地域の関係者が集まり，個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し，その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を果たす市町村の（自立支援）協議会に，市町村の障害者学習支援担当をはじめとして生涯学習・社会教育関係者が参加するよう，（自立支援）協議会の担当部局と連携を図っていくことが望ましい。当該協議会において，生涯学習・社会教育が障害福祉の関係者のネットワークの構築を図り，学校卒業後における障害者の学びの場の整備・拡充や，生涯学習・社会教育と障害福祉の情報共有の仕組み等について協議することで，障害者の学びをより良く支援するための環境整備を図ることが望まれる。

（2）本人のニーズを踏まえた，学びに関する相談支援体制づくり）

市町村の障害者学習支援担当が，障害者総合支援法に基づき地域における相談支援の中核的な役割を担うものとして設置された基幹相談支援センターや，障害者雇用促進法に基づき，障害者の就業と生活に関する一体的な相談・支援を行っている障害者就業・生活支援センター等と連携し，両センターにおいて受けた相談の中で学びに関するもの

があったときに、障害者学習支援担当が把握している学びの場までつなげていくことが望まれる。

(3) 都道府県、市町村の教育振興基本計画等への位置づけ)

都道府県及び市町村においては、障害者の学びを最も身近で支える行政機関として、地域の障害者が学校卒業後も学び続けることができるよう、一貫した視点から取組を進めることが重要である。このため、都道府県及び市町村が作成する教育振興基本計画や障害者計画、総合計画や生涯学習・社会教育の推進に関する計画等に、地域の実情に合った形で障害者の生涯学習に関する目標や事業を位置づけ、当該計画に則り、取組を着実に推進することが期待される。

特別支援学校等の学校に期待される取組

※学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を踏まえ策定

「障害者の生涯学習の推進方策について(平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告)」を踏まえ、特別支援学校等の学校には以下のような取組が期待される。

1. 特別支援学校等の学校に期待される取組

(学習指導要領を踏まえた取組の推進)

高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においては、ともに生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、必要な資質・能力の着実な育成を求めている。

特に、特別支援学校においては、別紙で添付した特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年2月告示)とその解説を踏まえ、各教科等の教育活動全体を通じて生涯学習への意欲を高めるとともに、地域の社会教育施設等における様々な学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図った教育活動の推進を行うことが望ましい。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう、配慮することが求められる。

* 別紙「特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項」を参照。

(在学中からの能動性・主体性の涵養)

学校においては、障害のある児童生徒の個々の状態等に応じて適切な支援を行うとともに、児童生徒が自ら環境を整えたり、必要に応じて支援を求めたりすることや、児童生徒が能動的に自己選択・自己決定することができるよう、計画的に指導していくことが望ましい。

(交流及び共同学習の推進)

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある児童生徒にとっては、様々な人々と共に助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるるとともに、障害のない児童生徒にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながる観点から、大きな意義を有する。学校においては、交流及び共同学習をその場限りの活動で終わらせないよう、子供たちに対する十分な事前学習・事後学習を実施するとともに、日常の学校生活においても障害者理解に係る丁寧な指導を継続して実施するなど、継続的な取組として、年間を通じて計画的に進めることが望ましい。

(学校運営協議会等を活用した地域の学習機会の共有)

学校運営協議会等を活用しながら学校と地域が連携・協働し、学校や地域の実情に応じ、学校運営の方針や現状と課題を協議する中で社会教育施設をはじめとした地域の様々な学習機会に関する情報を整理して互いに共有することが望ましい。

(個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置づけ)

特別支援学校、小・中学校の特別支援学級に在学する幼児児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒について、一人一人に必要なとされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な支援を行うことを目的に、各学校においては、個別の教育支援計画を作成している。教員、保護者、生徒本人が生涯学習に対する関心・意欲を高め、地域における生涯学習の機会に意識的につながるができるよう、当該計画の中に生涯学習に関する項目を位置づけることが望まれる。

(個別の教育支援計画の適切な引継ぎ)

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成30年8月27日初等中等教育局長通知）において示したとおり、障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進路先の企業や福祉施設等に適切に引き継ぐことが望ましい。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引き継ぎ先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくことが望まれる。

(教員と福祉関係職員との連携強化、福祉サービスに係る理解促進)

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に合わせ、サービス利用支援等の実施時に相談支援を担当する職員が教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に、加算が行われることとなったことも契機として、在学中から教員が福祉の相談支援に携わる職員との連携を強化し、サービス等利用計画作成などの障害福祉サービスの利用の流れについて、教員や生徒・保護者等の理解を深めていくことが望まれる。

(障害者の生涯学習に関する教員の理解促進)

学校教育から卒業後の学びへの円滑な移行の重要性について理解を深められるよう、特別支援学校等の学校の教員は、各地における障害理解の促進、実践者同士の学びあいによる担い手の育成、障害者の学びの拡大を目指して、令和元年度は全国6カ所で開催する文部科学省事業「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」等の場に参加することが望ましい。

2. 特別支援学校に期待される取組

(特別支援学校における卒業生のフォローアップ)

卒業生が円滑に次のステージに進めるよう、卒業後の一定期間、卒業生の様子（例：就職先での状況など）をフォローアップしたり、進路などの相談窓口になったりするなどの支援に取り組むことが望ましい。なお、学校によっては、フォローアップの一環として、仕事への適応や上司・同僚とのコミュニケーション等の不安などに対応するため、卒業生の学びの場（例：職場報告会、生活設計・雇用制度・職場でのコミュニケーションの学習など）を提供している例もあり、こうした取組も参考とすることが望まれる。

(同窓会組織等が主催する学びの場への協力)

特別支援学校において同窓会組織等が学びの場をつくる際、学校施設の貸出や特別支援学校教員の支援ノウハウ、人的ネットワーク等との連携を図る等の協力をするのが望ましい。なお、その際教員の働き方には十分配慮することが重要である。

大学等に期待される取組

※学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を踏まえ策定

「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）」を踏まえ、大学等には以下のような取組が期待される。

(大学等が提供する公開講座等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供)

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（平成29年3月）において、障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処、各大学等が取り組むべき主要課題とその内容等について示していることを踏まえ、大学等においては、実施するオープンカレッジや公開講座等において、不当な差別的取扱いを行わないようにするとともに、合理的配慮を提供することが期待される。

(知的障害者等の学びの場づくり)

大学等には、多様な学生の受入れを通じた教育研究の一層の高度化の観点からも、地域や社会への貢献の観点からも、特別支援学校等を卒業した後の障害者の学びの場としての役割を果たすことが求められている。これまで行ってきたオープンカレッジや公開講座、障害のある学生に対する支援を一層充実していくことが期待される。

特別支援学校等卒業後の組織的な継続教育の観点や、一旦就職した障害者が職業生活の充実や仕事のスキルアップのために学ぶ障害者のリカレント教育推進の観点からも、大学等における知的障害者の学びの場づくりについて、諸外国の事例も参考に、国との連携も図りながら積極的な取組を検討していくことが期待される。